

裁 決 書

審査請求人

審査請求人
代理人

処 分 庁 宮古島市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。)が令和2年5月25日付けで提起した処分庁 宮古島市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護申請却下決定処分 (令和2年5月19日付け宮福生第39号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分が違法、不当な点があるかについて

(1) 保護申請前の資産売却について

処分庁は、保護申請前に請求人が資産（建物）を売却したことを生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項に反しているとして本件処分を行っているが、請求人は既に当該資産を売却しており、売却代金は全てローン返済に充てている。今後、請求人が自ら現状を変更できる状況にない。処分庁は、法第8条に基づき、申請時の状況で要否判定を行うものであるから、過去に保有していた資産をもって、申請却下の理由とはできない。

(2) 資産活用の忌避について

処分庁は、請求人が資産の活用を忌避しているとしているが、問題としている資産の所有権は移動しており、請求人の利用し得る状態ではない。申請時点においては、資産を安値で売却したことをもって直ちに忌避とすることはできないと考えられる。

処分庁が安値と判断する根拠は、固定資産税課税標準額の関連資料としてある評価額4,485,573円を用いているが、不動産の売買は、双方の合意があれば成立するものであり、この評価額のみで、保護申請前に完了した個人の売買契約の額が適正であったか判断するのは困難である。

また、弁明書別添7のケース診断会議録の【問題点】の項目において、「主には以前居住していた家屋のローンがあり、弟妹等から金銭的な援助を受けながら返済していた」と記載があること、弁明書別添6の資産調査関連書類によると請求人の弟友利勝廣（以下「請求人弟」という。）は、平成30年7月2日から令和2年1月5日までの期間、請求人名義の普通預金口座へ、ほぼ毎月5万円程度、総額で952,000円の振り込みを行っていること、これと請求人弟が建物買い取りに支払った3,500,000円を加算すると、4,452,000円となること、これらを勘案すれば、請求人弟は少なくとも上記評価額の99%に相当する額を、家屋のために請求人へ支出したとも言える。

令和2年5月19日のケース記録票（弁明書別添5）によれば、請求人代理人は処分庁に対し、「家屋の売却については土地が父親の名義になっており、家屋と名義人が違うので売れないと思う」としていることから、請求人へ住宅ローン返済の支援を行ってきた請求人弟への資産売却は不自然とは言えず、当然の流れとも考えられ、忌避と見なすことは困難である。

(3) 扶養義務者の扶養について

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。）第5の4の(1)乃至(3)では、扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養履行していない場合には、①書面により履行しない理由について報告を求めること、②他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること、③家庭裁判所の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行うこと等、手続を踏むことを示している。このような手続を検討せず、扶養義務者が資産を所有しているという理由で資産の相当額の援助をするべきとして、申請を却下するのは不当である。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省社発第123号厚生事務次官通知）の第5では、民法上の扶養義務の「履行を期待できる」扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること

としているが、扶養義務者台帳（弁明書別添2）によれば、請求人弟については、「金銭的な支援：不可（収入減による都合）」となっており、現状において金銭支援の意思はなく、令和2年5月19日のケース記録票（弁明書別添5）によれば、代理人は処分庁に対し、「家屋の売却については土地が父親の名義になっており、家屋と名義人が違うので売れないと思う」「貸し出しについても出て行って欲しいときに住人が出て行かない可能性があるのではどちらもできない」と話していることから、現状において扶養の履行が期待できる状態とは言えない。処分庁は、申請時点において、請求人弟からの援助は得られる状況にはないと判断し、請求人の最低生活費と収入充当額の対比で要否を判定する必要があったと考えられる。

なお、生活保護手帳別冊問答集2019年度版（中央法規）141頁では、「扶養義務者による扶養」が資産（金銭）となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。」（※第1項とは、法第4条第1項のこと。）としており、「扶養する意思」は必要との見解を示している。

(4) まとめ

以上のとおり、請求人は法第4条第1項の保護の補足性に反しているとする処分庁の主張は認められず、処分庁が請求人の保護申請を却下する根拠はない。

処分庁は、請求人の最低生活費と収入の認定により要否を判定する必要があると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年10月9日
審査庁 沖繩県知事 玉城 康裕

